

県道岡山港線街路樹ほか管理業務委託仕様書

この仕様書は、岡山市土木工事共通仕様書及び街路樹等管理業務仕様書によるほか、以下とする。

- 1 業務名 県道岡山港線街路樹ほか管理業務委託
- 2 業務の目的 街路樹管理のため
- 3 履行場所 岡山市南区豊成一丁目地内ほか (別添位置図のとおり)
- 4 履行期限 令和9年3月31日まで
- 5 業務の内容 別冊の設計図書(委託数量総括表)及び本仕様書、岡山市公園緑地・街路樹等管理業務委託仕様書等のとおり。
- 6 業務責任者及び技術者 受託者は、契約締結後速やかに業務責任者及び技術者を選び、届け出をおこなうこと。
- 7 その他
 - 1) 受託者は、作業着手前に計画工程表を、作業完了後に実施工程表を提出するものとする。さらに、月別の作業報告、予定表を毎月初めに提出すること。
 - 2) 受託者は、所定の報告書、記録写真を、9月末に第1回目を、工期末に第2回目(最終)を提出すること。なお、写真管理にあたっては、日時、場所、作業名等記入のうえ撮影すること。
 - 3) 受託者は、定期的な巡視を行い、管理に支障のないように努めること。
 - 4) 受託者は管理作業にあたり必要な道路使用許可、消防署等、必要な官公署への届け出を行うこと。
 - 5) 台風等の緊急時には、市(担当課)と密接な連携をとりながら、緊急の巡視体制を組み、災害、事故等に速やかに対応できるようにすること。
 - 6) 巡視時に樹木等の枯損を発見した場合は、速やかに監督員に報告のうえ、監督員の指示に従い、適切な処理を行うこと。また、枯枝等は速やかに処理するとともに、植込み内のビニール袋、空き缶のゴミ等も取り除き処分すること。
 - 7) 除草にあたっては、樹木を痛めないこと。また、ゴミ等の処理も併せて行い即日処理をすること。また、除草剤の使用にあたっては、安全適正作業に努めること。
 - 8) 剪定および刈込みにあたっては、時期および剪定方法等、市の方針にそって、監督員と十分協議し作業を行うこと。
 - 9) 灌水にあたっては、時期、場所、樹木等を考慮し、給水車やホース等で所定の水量を効果的に灌水すること。
 - 10) 清掃(落葉を含む)は、除草時の回数には含まれず、除草時以外の月に、計画的に行うこと。

11) 市指定地への剪定枝搬入の実施時期については、事前に監督員と協議すること。

12) 本数管理(街路樹は除く)の成果品は、本年9月中に、所定の用紙に規格、本数を記入のうえ、遅延なく提出すること。

13) 契約金額が5,000,000円以上の場合、受託者は既済部分について、部分払を請求することができる。金額については、既済部分の90%以内で契約金額の50%以内とする。